

翻訳 「国定国史教科書批判」

(大韓民国前教育部歴史担当編修官 尹 種榮 著)

村上邦夫*・佐伯真人

The Criticism of National Historical Textbook Edited by South Korea

Kunio MURAKAMI and Masato SAEKI

キーワード：国史教育 維新精神 民族的主体力量

Key Words : National historical education, Revolutionary Spirit, National identified power

翻訳にあたって

本稿は、韓国で発行されている歴史批評社の『歴史批評』50号記念別冊所収の論文、「国定国史教科書批判」〈著者尹種榮（ユンジョンヨン前教育部歴史担当編修官）〉を翻訳したものである。この研究誌は、日本では韓国・朝鮮関係の研究者に知られてはいるものの、翻訳された論文は一部にとどまっている。したがって『歴史批評』及び発行母体になっている「韓国・歴史問題研究所」の日本での知名度はそう高くない。3年ほど前に出された「日本地域特別会員」制度のお知らせ¹ではじめて知った方も少なくないと思われる。このお知らせによると、『歴史批評』は、1986年来、季刊誌として刊行され「韓国における歴史研究発展・普及に、多大な貢献」をしてきた研究誌²といわれている。

2001年の5月、私（村上）は留学中の韓国人学生を通じ本誌を入手し、論文数の多さに圧倒されながらも2、3本の翻訳に取りくんだ。そして、歴史教科書の問題が一段落した秋の終わり頃になって「国定国史教科書批判」に注目するようになり、今回、訳出してみた。

韓国の国定歴史教科書については日本でもさまざまな意見があるが、その背景には同国の歴史的背景が大きく作用しており、本稿は国史教科書一種化、国定化に至る過程を随所で描いている。朴正熙軍事政権³が成立したのは1961年の5月⁴である。この政権は、アメリカの「新植民地主義」政策の枠内で他のアジア低開発国と同様、反共主義と経済第一主義⁵を推進した。さらにアメリカが、ベトナム戦争へ深く介入すると同時に、アジア諸国に派兵を要求。アジア諸国は見返りにベトナム特需を得て、「アジア地域の経済ネットワークの基礎を」⁶築いた。朴正熙軍事政権が歴史教科書を重視したのは、歴史教育が国語・道徳と並んで国民の価値観の中核に位置したゆえと考えることができる。

本文にも語られているが、10月維新の前までに国語・道徳の教科書はすでに国定化され、歴史の教科書だけが残されていた。これは朴政権の掲げた“徹底した民族的主体力量の涵

養”に必須の課題であった。

ここであらかじめ、論文の歴史的背景を年代で示せば別表

別表1

年代	韓国政界の動き	教育改革関連事項	維新体制下の統制
1960年 4月19日	「4月革命」4月26日李承晩 辞職・亡命。張勉政権成立。		
1961年 5月16日	朴正熙少将軍事クーデター		
1963年10月	朴正熙大統領選挙に辛勝 第三共和国発足		
1965年 6月	日韓基本条約 韓国軍ヴェトナム派兵決定		高麗大・延世大に無 期休業令(9.4)
1968年12月		国民教育憲章宣布	
1971年 4月	第7代大統領選挙 (朴正熙634万票、金大中539万票)		国家保衛特別措置法
1971年 5月12日	国会議員選挙	大学で教職必修(教育 法施行令改正)	武装軍人、高麗大乱 入 国家保安法公布
1972年 5月16日	維新憲法制定 労働三権に法律留保	国史教育強化委員会発 足 韓国教育開発院発足	「非常戒厳令」を宣 布。マスコミに事前 検閲導入。
10月17日	10月維新を宣言		
12月	朴正熙第8代大統領に就任		
1973年 2月	国会議員選挙	中学の国史教科書単 一化案を発表	
8月	中央情報部(KCIA) 金大中前大 統領候補を日本で拉致。		
1974年1月~ 1975年5月	大統領「緊急措置」第1号~第 9号。		
1974年 3月		国定国史教科書配布	
8月	文世光、朴大統領暗殺未遂事件		
1975年	大統領「緊急措置」第7号 「労働組合法施行令」改定		兵士740名、高麗 大学に動員。高麗大 休校閉鎖。
1979年10月	朴大統領暗殺。		非常戒厳令宣布
1980年 5月	「光州事件」 全斗煥によるクーデター	7.30教育改革措置 全斗煥によるクーデター	
1985年		全斗煥大統領、教育改 革方案構想を公言	
1987年 6月	盧泰愚、6.29民主化宣言	「教育改革総合構想」	「宣言」以降の労働 争議件数、2469 件(前年276件)
10月	新憲法公布(大統領直接選挙制 と地方自治制導入)		
12月	第13代大統領盧泰愚当選		
1992年12月	中国と国交樹立		
	第14代大統領に金泳三当選		
1998年12月	第15代大統領に金大中当選		

(年表：村上作成)

* 富山大学教育学部研究科

1 になる。

これを見るとわかるように、1974年には国定教科書の配布が始まった。1972年の文教部への大統領の民族主義方針の下達から2年もたたずにである。この2年たらずの内に教科書の検認定を国定化に変更した。学界や現場教師の反対の声は、比較的小さかったのだと推測することも一般的にはできよう。事実、反対の論陣は表面化しなかったと論文の筆者は明言している⁷。しかし日韓両国の今日の問題の解決には、表面化させなかった“維新体制”のありようを正確にとらえることが、一層重要である。

なぜなら、韓国の国史教育・教科書の国定化を推進したのは朴維新体制下の民族主義にほかならず、それは、大学閉鎖、大学教授や編集者の解雇、マスコミ統制などを推進した強権政治と表裏一体をなしていたからである。国史教育・教科書の問題は極めて国家的な課題として取り扱われた。国史教育強化委員会に大統領直属の秘書室から3名の委員⁸が任命されていることはそのことと深くかかわっていると考えられる。別表2は秘書室の権限を示している。

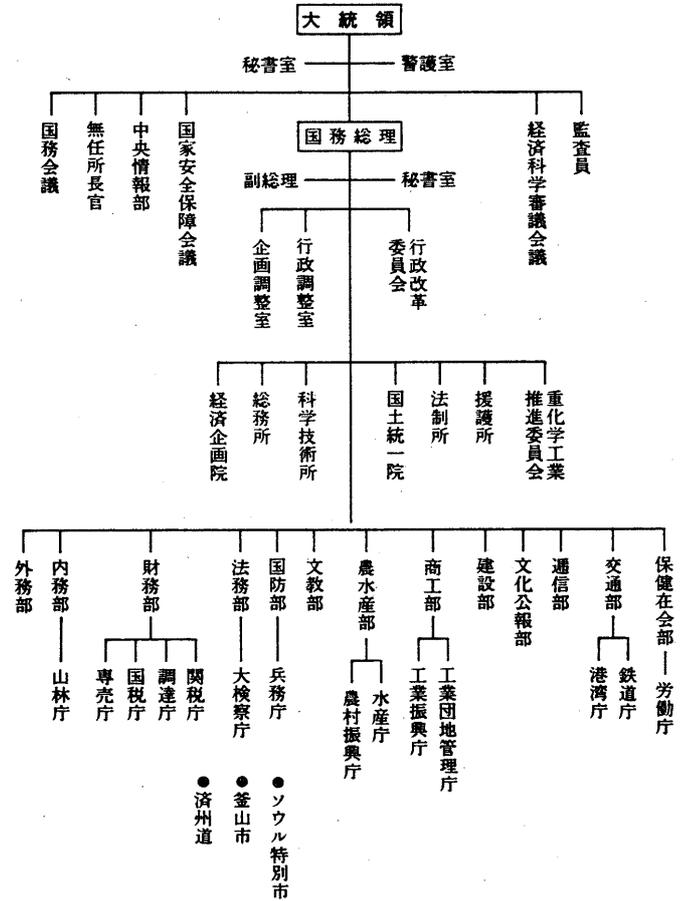
1972年は「非常戒厳令」を宣布し、マスコミ統制にも着手した年であり、10月の維新憲法は、それらを合理化したものといえる。翌年には金大中拉致事件が起き⁹、そして1974年になると大統領緊急措置という言論統制により、憲法改正論議を禁じ、大学内での政治活動を禁止した。非常軍法会議にかけられた学生は120名にのぼり、8名が死刑に処せられた。こうして大統領の方針が貫かれた。

近年、日本の歴史教科書に対して韓国が痛烈に批判する事態が生まれている。しかし、本稿が示すところによれば、韓国側の国史教科書は軍事政権時代の産物に他ならず、30年近く韓国民の歴史認識を規定してきた。ここにもやはり重大な問題がある。今日求められるのは、歴史と教科書をめぐる両国の冷静な議論であり、その際、この「国定国史教科書批判」は重要な問題提起になるだろう。

本稿が両国の歴史教科書をめぐる対話に多少とも役立つことを願っている。

尚、翻訳の細部については、前橋国際大学講師の李漢正氏から貴重な助言を賜った。心より感謝したい。

〔維新体制の機構〕別表2



(本表の出典は、朴一『韓国NIES化の苦悩』同文館出版1992年P52である。)

- 1 韓国・歴史問題研究所「日本地域特別会員」制度の御案内 藤永壯 歴史学研究会 研究月報No.465、(7)1998年9月15日
- 2 同前
- 3 朴政権には否定的な評価が多い。ただ、この維新体制とは、日本が歩んだ「明治維新」での富国強兵路線での「重化学工業化」や「自主国防体制の確立」であって、背景には、米中、日中関係の改善により中小国(例えば台湾)が「犠牲」になったことへの危機感があったとの指摘がある。(文京洙「韓国の政治文化と「維新体制」」法政大学比較経済研究所『韓国の経済開発と労使関係』法政大学出版局、1991年、p90)
- 4 5月16日の軍事クーデターを「軍事革命」と記した研究書もある。例えば、馬越徹『現代韓国教育研究』高麗書院1981年p357 附録六現代韓国教育年表。
- 5 アメリカは1950年代の「ドミノ理論」挫折の後、「新植

- 民地主義」を立案。「ケネディ政権は、低開発国に急速な経済成長をおこさせ、伝統的社会を近代社会に移行させることを世界政策上の重要課題とし、世界銀行、IMF(国際通貨基金)をはじめアメリカ、西ドイツ、日本などの資本を集中的に投入して経済の高度成長をおこさせ、革命勢力を崩壊または変質させようとはかった」(歴史学研究会編集『アジア現代史3』青木書店、1981年、p178-179)
- 6 鄭章淵「開発独裁はいかにして成立したか」『アジアの人びとを知る本4 支配する人びと』大月書店、1992年、p51、所収
 - 7 本稿p4を参照のこと。
 - 8 本稿p3を参照のこと。
 - 9 この事件は、朴大統領の与り知らぬところで、KICAの“単独犯行”とする見解もあるが、維新体制の強権的体質が生んだ民主主義抑圧事件であることを否定することはできない。

「国定国史教科書批判」

前教育部歴史担当編修官 尹 種榮 (ユンチョンヨン)

8. 15後、我が国の学校教育で国史が正式科目として採択された後、国史教育に一番大きな変化をもたらしたのは1972年からの第三共和国政府が“国籍のある教育”¹⁾ “民族の主体性確立のための教育”²⁾ を掲げて推進した国史教育強化政策だった。この政策推進のための方針³⁾ によって国史教育強化委員会が構成され、この委員会を中心として中等学校での国史教科の独立、すべての大学での国史教養の必修化、国家採用考試⁴⁾ に国史科目を加え、義務化するなど画期的な政策が進行した。

国史教育の強化は、10月維新断行と共にますます加速され国史教科書国定(1種)化へと続いた。この政策に国史学界がただちに反応し強く反対したにもかかわらず、これを無視したまま強行され1974年度から全国のすべての中等学校に、新国定教科書が配布された。

本稿は国史教育強化政策試行⁵⁾ を前後し、国史教科書を国定化したことによって二分された教育界と学界の見解を整理して国史教科書国定化の功罪⁶⁾ を明らかにして、これを通じ国定化がいかなる目的を持ってどのように進化したのかを究明しようとするものである。

維新体制と国史教育強化

第三共和国政府を率いた朴正熙大統領を始めとする5・16主導勢力の元青年将校⁷⁾ たちは‘民族主義’の傾向が強かった。それで5, 16以後学校教育のうち、とりわけ民族主義と関連が深い国史教育は、多くの影響を受けることになった。特に1960年代後半から学校教育が徹底した民族意識・国家意識を持った人間養成という面に方向づけられ、多くの変化が学校教育にもたらされた。このなかでも最も大きな変化は、学校教育の内容の根幹になる教育課程をこの精神に合わせ全面的に改訂したことだ。そして教育課程の全面的な改訂作業を準備・進行させながら、これに先だって、教育方向と密接な関係がある国史など国策科目にたいしては、修正・補完したのである(1969年部分修正告示)。同時に1970年初め、急激に教育課程改編作業を進めてからは教育方向を一層強力に具体化するため国史教育強化政策を立案した。この国史教育強化政策では学校で扱う国史教育課程だけでなく、国史教育を裏付けることができる広範囲な政策が提示され推進された。

国史教育強化政策は、大統領個人の意思を表し⁸⁾ たものだと言うことができる。この政策が国史学界や文教部の建議ではなくて大統領の指示によって開始されたからそう言えるのだ。1972年初め、国史教育強化に関して大統領の具体的な指示が文教部に下達されて、文教部はこれを推進するために国史教育強化委員会という機構を5月初めに人選し⁹⁾ 発足させた。

この委員会は、朴ジョンホン(大統領特別補佐官)、張ドンファン(大統領秘書官)、韓ギウツ(大統領秘書官)、朴ス

ンボク(國務總理秘書官)、李ソングン(嶺南大総長)、金ソングン(ソウル大教育大学院長)、高ビョンイク(ソウル大文理大学長)、李ギベク(ソウル大教授)、韓ウグン(ソウル大教授)、李ウソン(成均館大教授)、金チョルチュン(ソウル大教授)、姜ウチョル(梨花女大教育大学院長)、金ヨンソプ(ソウル大教授)、李ウォンスン(ソウル大師範大教授)、李クァンニン(ソウル大教授)、崔チャンギョ(ソウル大教授)、李ヒョンジョン(国史編纂委員会; 以上括弧内は当時の肩書き)、都合17名から構成された。朴ジョンホン等大統領の意思を直接伝達することができる秘書陣3名¹⁰⁾ ばかり参加していることから見て、この問題に対する大統領の関心度を推測できる。また、委員として参加している学者達もやはり国史学界で代表的な中堅学者たちであることから、文教部が委員選定にあたって相当神経を使ったことを伺い知ることができる。

委員会では李ソングンを委員長、姜ウチョルを副委員長に選任するとともに、実質的な研究を担当するチームとして、李ソングン、姜ウチョル、李クァンニン、崔チャンギョ、李ウォンスン、金チョルチュン、韓ウグンを選び、小委員会を構成した。そこでは国史教育強化のために遂行すべき主題を以下のように確定した。

- ① 教育課程の組織と配列の問題
- ② 国史教育の内容構成に関する問題
- ③ 国史の学習指導問題
- ④ 国史の大衆化問題

研究主題からは、国史教育強化基本政策は、大統領の指示でほぼ確定していたことがわかる。またその枠内で学校ごとに国史教育課題を選定していたと思われる。

国史教育の目標と教科書の単一化推進

この委員会は1972年5月10日、文教部長・次官、編修局長および関係編修官、全委員が出席して最初の会議を開いた後、それ以後300万ウォンの学術研究費を支援してもらい、小委員会の集中的な研究により作られた建議文を、全体会議を経て7月6日文教部に提出した。

この建議文の内容を見ると“今日、国史教育の強化という主張を事新たに掲げることはできなくなったことは、未だに民族史に残された歪曲された解釈と他律的な歴史観が精算できておらず、併せて歴史学自体が民族国家の近代化の方向を十分に提示できていないという理由のためだ。”¹¹⁾ といって国史教育の必要性を強調しながら、国史教育強化政策を推進しようとした背景を説明した。また、“徹底した民族的主体力量をさらに涵養しようと国家の発展と人類共栄に積極的に関与するようにする。”¹²⁾ として国史教育強化の目標とこれを通じて伸ばすことで期待される人間像を提示した。そして国史教育の目標を一般目標と各学校別の目標に分けて提示して、

教育課程の構造を次のように提示した。

- 大学及び教育大学：国史を教養必修科目に設定する。
(履修単位は3～4単位)
- 中・高等学校：国史教科を設定して、高等学校は教育必修にし(履修単位は6単位)、中学校は2年～3年にかけて付加する(週当たり2時間)。
- 国民学校(初等学校)：6学年には体系的な国史を、5学年には産業史・生活史の内容を付加し4学年には社会科の1/3を国史内容にする。1, 2, 3学年は社会科の1/4を国史内容にする。

以上の建議はそのまま受理されて1973, 74度の二学年をかけて各級の学校でほとんどそのまま実践された。これは学校の国史教育にとつもない変化をもたらした。解放⁴以後社会科に帰属してきた国史科目が独立した教科になり、各級の学校で必修になったことで各学校間の連携した体系的な国史教育が可能になるなど国史教育の強化に甚大な貢献をしたにとどまらない。国史を専攻した者への需要を増大させたことで国史学界に莫大な活力を提供したのだ。しかし、ここには肯定的な面ばかりあったのではない。歴史教育で国史と両軸を担っていた世界史科目が相対的に萎縮するという否定的面もあった。

こうした国史教育強化委員会の建議とは別に、文教部では1973年度大学入学予備考試から国史科目を独立させ新設科目とし、その配点を30点にするなど各学校のすべての入学試験で国史科目の比重を高めるようにした。併せて総務庁の援助を得て公務員の採用考試だけでなく採用試験すべてで国史を必修として加えるようにした。こうして国史は全国民にとって関心の対象となり、新たに脚光を浴びるようになったのだ。

国史教育強化政策が立案、推進されていた最中、1972年10月17日、いわゆる10月維新が宣言された。維新体制下では主体性ある国民精神教育を強調すると共に国史教育がさらに重視された。その一環として1973年2月には中学校の国史教科書単一化案が提起された。この単一化案は最初中学校の検定・認定国史教科書の発行社である11社の代表と著者たちの連署が先ずなされ、その後での政府が収録しようとする内容の改編作業が余りに膨大になってしまい、個別的な改編が不可能だという名目で始められた。こうして単一化国史教科書の発行を建議する形式から提起されたことから、政府の強い意欲が示されたと推測できる。

とにかく文教部はこの建議を直ちに受け止め、発行者全員に“11社の個別発行中止、原稿に対する文教部審査、価格の文教部査定、発行に関する文教部統制”を内容とする念書を提出、誓約させた。これに11の出版社は、検定・認定教科書の既得権を放棄し1973年4月から共同で執筆に着手し、1974年度から一種類の新しい国史教科書が提供された。当時執筆指針には“維新精神の反映、急変する国際社会に適應できる内容の補強、国史教育が強化できる内容の補強”などが含まれており、政府の単一化教科書推進の意図を垣間見ることができる。11の出版社は単一国史教科書の著者として金チョルチュン(ソウル大)、李ウオンスン(ソウル大)、姜ウチョル

(梨花女大)を選任して編纂に着手した。

この単一化案は国定化となら変わらなかったが、ただし文教部が教科書発行主体でなくて検定・認定国史教科書を持っていた11の出版社が共同で教科書を編纂した点が違う。また、この案は当時検定・認定教科書の有効期限が1974年までだったため、これを無効にするためにはいろいろ難しい点があった。政府が一方でこれを避けながら、他方自らの意図する教科書改訂の効果を得るための方便から考え出されたものだ。

国史教科書国定化推進とその議論

中学校国史教科書の単一化編纂作業が進行する間、政府では国史教科書国定(一種)化を電撃的に決定して、6月末にこれを発表した。国史教科書の国定化に対して国史教育強化委員会が国史教育強化政策の一環として建議しその結果実現したのだから、誤解する場合もあったが、国史教育強化委員会の建議文はこの問題を取り扱ってはならず、ここに参与した学者達も大概はこれに反対する立場を取った。以前にも一部の歴史教育学者の間で検定・認定(2種)教科書は個人の著作という限界から教科書制度を改革しようとの主張もあるにはあったが、このことから国定化決定が実現されたと思えることは難しい。ただし、このような意見も一部は参考になったけれども、最大の要因は10月維新体制下の教育方向に沿って、国民の価値観教育の中核を成す国語・道徳は前もって国定化されていたが、国史教科書だけが検定・認定になっており、これを国定化することによって一貫性ある国民精神教育を実現できると考えたこと、ここに最大の要因、決定的な背景があった。

この発表が出るや国史学界では国家機関である国史編纂委員会に所属する何名かの学者たちを除いて、大部分の学者達が反対の立場を打ち出した。もっとも当時国史学界を代表できる中堅・元老学者の李ビョンド、韓ウグン、金サンギ、邊テソプ、金チョルチュン、申ソッホなど22名に達する学者達が中・高校の国史教科書の著者であったため、反対の雰囲気が強かった訳だが、維新という時代状況から対外的に激しい反対運動となると、かなり自制的な状況だった。そのため文教部と国史学界との論戦は、学者個人の所信を誌面で自由に発表して展開するのではなくて、表だって展開しはしなかった。反対が表面化しなかったのは、当時の文教部が国定化に反対する国史教科書の著者をはじめとする国史学界を対象に、すさまじい説得工作をしたためでもある。ともあれ当時双方の主張を整理して見れば次のようになる。

文教部と国史編纂委員会など国定化に賛成する側は、“国史教科書は多くの研究者の英知を集めたものと主張した。つまり個人ではなくて多数の学者が共同執筆することによって、個人の著書である検定・認定教科書と違い学者個人の偏見を克服した豊富な内容を収録しただけでなく、学界の研究成果を幅広く総合して、客観性も高い教科書になるだろうと考えたのである。こうして統一した国史の内容を通じ国史にたいする理解体系が一つになって国民の国史認識に混乱をきたさないようになり、韓国が多面的・対内外的状况で国論統一に

も有利になることができる。また国史学者はもちろん隣接学問の地理、政治、文化、社会、教育学者たちの幅広い参加を可能にして、例をあげれば、教育学者の参加で教育理論に符合した教科書を編纂することができる等、教科書内容の妥当性を高めることができる。

これと併せて初、中、高校の国史教育を一貫性ある段階を持って進行できたがゆえに、各級学校の系統性を確立して効果的な教育をすることができる。そして新たな発掘材料など国史編纂委員会及び各研究機関の研究結果など最新情報と学界の研究業績の活用・補完が即時可能になり質の高い教科書を作ることができ、生産費を節約することができて、最終的には学生達の負担を軽減させることができる。”ということだった。検定・認定教科書が1, 2名の著者により出版社と何人かの編纂者の援助をもらい作られた個人の著書であるのに比べ、国定教科書は執筆者、研究陣、審議陣、現場の実験教師など100名余りの共同参加と作業で編纂されて得られる肯定的な面を強調した。

国定化に反対した韓ウグン、金サンギ教授を始め国史学界の主張は、“検定・認定国史教科書は統制と干渉が少なくなっており、その分自立と多様性が尊重される民主主義の基本精神に符号する教科書だということができる。もっとも一種類ではなくていろんな種類の多様な国史教科書が出版され現場が選択できれば、現場の教師と学生たちにとってもっと学びやすく、おもしろい教科書を選定できる訳である。こうした良い国史教科書の選定を通じ、多様でおもしろい国史授業が可能となる。また現場で国史教科書として採択されるために熾烈な競争を伴い、それによって持続的な教科書の質向上が成し遂げられ、国史学界の活発な研究熱を促進させるようになるのだ。”というのだ。つまり、多種多様な国史教科書を編纂することによって国史学習の自由な展開と国史教育の活性化をもたらすことができ、自由な競争を通じ国史教科書の質が向上することを強調した。

そして国史教科書の国定化は“歴史に対する認識が固定化し、自由で多様な学習活動が難しく硬直化した歴史的思考にとどまり、歴史教育の本来の目標である歴史的思考力や問題解決力を育てることができなくなることだ。また、国史教科書の一部の内容が政策的に強調されて利用される素地があって、これは国民精神を固定化させはするが、発展する時代に効果的に適応できず、むしろ国民精神の教育を阻害するおそれがある。”とあって、国定化推進の最大の目標である国家教育強化や国民精神の教育に否定的な要素として作用すると強調し批判した。

こうした論理のなかでも文教部は1973年8月、国定国史教科書の著者として高等学校用は、金チョルチュン、閔ビョンハ(成均館大)、韓ヨンウ(ソウル大)、ビョンソク(国史編纂委員会)、中学校は、林ビョンテ(崇田大)、姜ジンチョル(高麗大)、車ムンソプ(檀国大)、李ヒョンジョンを選出し編纂を推進した。そして1974年には予定通りに全国の中高等学校に新しい国定国史教科書が配布された。

以上から言えるのは、国史教科書の国定化は、国史教育強化政策と10月維新という時代状況が噛み合って実現されたものだ。

1974年、国史教科書が国定になり、単一教科書が出版されてから今日まで、学界と教育界はこの問題を巡って論争を続けている。国定国史教科書には、肯定的側面と否定的側面が全部あるということができる。しかし教育界や国史学界の出した見解は、国定国史教科書が肯定的側面に比べ否定的側面が大きいということであり、このことは正しい判断だと考えられる。国史教科書の国定化が、当時は、時代的に必要であったというのだが、今は当時に比べ政治・経済・社会はもちろん、国史学界も多くの変化と発展を成し遂げたために新しい時代に見合った国史教科書にもやはり変化が必要であるという考えだ。教科書発行制度の国際的趨勢を見ても北韓^{x1}などを除いて、ほとんどの国で検定または自由発行制度を採択しているばかりでなく、個人の創造性、個性、多様性が尊重・強調される社会に見合うためにも国史教科書の検定化など、必ず変化させなければならない。

-
- i 朴正熙大統領は、「国民教育憲章」のなかで「国籍のある教育」を提唱した。具体的には、“教育は国民精神涵養の苗床にならなければならない。そして似て非なる国際主義に陥り、祖国と民族を忘却する<精神的無国籍者>をつくってはならない”と考えた。吉典植『朴正熙その人とヴィジョン』(株)サンケイ出版、1977年、p80(訳者注。以下同様)
 - ii 原文は、方案だが、ここでの意味は方針に近い。
 - iii 高試とは違う。
 - iv 原文は、試行だが、ここでの意味は実施に近い。
 - v 原文は、始末だが、ここでは功罪と訳した。
 - vi 5・16主導勢力との直接関与者を元と訳した。
 - vii 原文は、発現であるが、ここでは表すと訳した。
 - viii 原文は、構成であるが、人選の意味だと判断した。
 - ix 朴大統領は、自分の後継をめぐり、当時、与党であった共和党内の主流・反主流双方を、さらには新主流派をと次々と排除(1971年)。共和党に替って朴大統領の親衛隊である「大統領秘書室と中央情報部の権限が著しく強化されていった。」(前掲『韓国の経済開発と労使関係』所収の文京洙論文p88)この二つの機構は「国家保安にかかわる諜報活動はもとより、政治、経済、外交、および治安など政府のほとんどすべての活動に関与できる権限を」(文京洙論文)もっていたことを考慮すれば、この委員会の方向性は自ずから決まっていたといえよう。
 - x 日本がポツダム宣言を受諾した1945(昭和20)年8月15日は、韓国・朝鮮が植民地支配から脱した記念すべき日であり、解放とはこの日をさす。光復節ともいう。
 - xi 韓国で「朝鮮民主主義人民共和国」を表記する際、しばしば「北韓」とする。